

# 郡山女子大学大学院学則



# 郡山女子大学大学院学則

## 第一章 総 則

第1条 郡山女子大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、人間生活学の理論及び応用を教授研究し、生活者の安定と福祉との実現を図るとともに、本学建学の精神による人間性の高揚を図り、生活学の深奥をきわめ、広く文化の進展に寄与することを目的とする。

第2条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第3条 本学大学院に修士課程及び博士（後期）課程を置く。

第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

第5条 博士（後期）課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

## 第二章 研究科の組織

第6条 本学大学院に人間生活学研究科を置く。

第7条 人間生活学研究科に人間生活学専攻を置く。

第7条の2 人間生活学研究科人間生活学専攻は、人間生活に関する総合的な学問研究をはかり、広く精深な学識と研究能力を養い、今日の人間生活において最も重視すべき人間の在り方を中心として、これにかかわる研究者並びに高度な専門職業人の養成を目的とする。

## 第三章 修業年限及び学生定員

第8条 修士課程の修業年限は、2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第13条の5に規定する昼夜開講制における一年制コースの修業年限は1年とし、長期在学コースの修業年限は2年を超えるものとする。
- 3 博士（後期）課程の修業年限は、5年とする。
- 4 博士（後期）課程は、前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 5 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士（後期）課程」という。

第9条 学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
人間生活学研究科	人間生活学専攻	修士課程	10人	20人
		博士(後期)課程	3人	9人

#### 第四章 学期及び休業日

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第11条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。

三 創立記念日 4月22日

四 春季休業

五 夏季休業

六 冬季休業

七 学年末休業

2 前項第四号から第七号の休業期間については、毎年度当初に定める学事日程によるものとする。

3 授業回数および実習日数の確保等で必要がある場合、学長は前項の休業日を変更しそれらを行うことができる。

4 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

## 第五章 教育課程及び履修方法等

第12条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

第13条 研究科の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

第13条の2 単位数の計算方法は、郡山女子大学学則第10条第2項の規定を準用する。

第13条の3 1年間の授業を行う期間は、35週にわたるものとする。

第13条の4 履修授業科目の単位の認定は、筆記試験又はレポートの成績評価によるものとする。

2 成績の評価は、次によって表するものとし、60点以上のものについて単位を認定する。

「A」100点～80点、「B」79点～70点、「C」69点～60点

第13条の5 修士課程においては、昼夜開講制（昼間の時間帯のほかに、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことをいう。）を設ける。

2 前項の昼夜開講制は、学生の履修形態上の区分に応じ、次の3コースに分ける。

「1年制コース」 集中的に授業・研究指導を受け、1年間で課程修了の要件を満たそうとするもので、主として実務経験を有する者を対象とする。

「2年制コース」 授業科目の履修及び研究指導を受ける期間を2年とするもの。

「長期在学コース」 あらかじめ2年を超える期間を在学予定期間として授業科目の履修及び研究指導を受けるもの。

3 昼夜開講制に関する必要事項は、別に定める。

第13条の6 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

ただし、この場合には、あらかじめ当該他の大学院等との間に、研究指導の範囲、期間その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとする。

2 前項の規定は、修士課程の学生については認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第14条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

第15条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（第48条の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、10単位を超えない範囲で本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第16条 中学校、高等学校の教諭の一種免許状を有している者が、専修免許状の授与を受けようとするときは、教育職員免許法及び同法施行規則に基づいて本大学院が定める科目の単位を修得しなければならない。

第17条 本学大学院において取得できる免許状の種類及び教科は、次のとおりである。

人間生活学研究科 人間生活学専攻	中学校教諭専修免許状〔家庭〕
	高等学校教諭専修免許状〔家庭〕

## 第六章 課程修了の要件及び学位の授与等

第18条 修士課程の修了の要件は、本学大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、第8条第2項の規定により修業年限を1年とした昼夜開講制の1年制コースにあっては、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第18条の2 博士（後期）課程と一貫したプログラムに基づく修士課程の修了要件については、博士論文研究基礎力審査の合格をもって、第18条に定める「修士論文の審査」又は「特定の課題についての研究の成果の審査」及び「最終試験」の合格に代えることができる。また、単位数は第18条第1項の規定にかかわらず、本学大学院に2年以上在学し、36単位以上修得することとする。

第19条 博士（後期）課程の修了の要件は、本学大学院に5年（修士課程を修了した者にとっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、44単位（修士課程を修了した者にとっては、当該課程において修得した単位を含む。）以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを要する。

第20条 修士論文又は博士論文（以下「学位論文」という。）の審査に関する事項は、別に定める。

2 研究科は、必要があるときは、学位論文の審査について他大学の大学院の教員等の協力を求めることができる。

第21条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の審査に合格した者に対して行う。

第22条 第18条又は第19条に規定する修了要件を満たした者については、研究科委員会の議を経て学長が修了を認定する。

第23条 前条において認定を得た者に対しては、課程区分に従い、次の学位を授与する。

修士課程	人間生活学研究科	修士（家政学）
博士（後期）課程	人間生活学研究科	博士（家政学）

## 第七章 入学、休学、復学及び退学

第24条 入学の時期は、前期及び後期の始めとする。

第25条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第1項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、本学大学院において、大学院の教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- 七 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- 八 その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第26条 博士（後期）課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修士の学位を有する者
- 二 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
- 六 その他本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

第27条 本学大学院に入学を志願する者に対しては、別に定めるところにより、入学者選抜を行う。

第28条 前条の選抜結果により合格の通知を受けた者は、本学の指定する期日までに所定の納付金を納入し、保証人連署の誓約書その他の書類を

提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第29条 学生の保証人は独立の生計を営む成年者とし、学生の在学中における身上に関する一切について責任を負うものとする。

第30条 学生が疾病その他やむを得ない事由により3カ月以上欠席しようとするときは、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は1年を限度とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長に願い出て休学期間を延長することができる。

3 休学の理由が解消したときは、保証人連署の復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

第31条 休学の期間は、在学年数に算入しない。

第32条 病気その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出しなければならない。

第33条 修士課程の最長在学年数は4年、博士（後期）課程の最長在学年数は6年とする。

## 第八章 賞 罰

第34条 次の各号に該当する学生に対し、研究科委員会の議を経て学長が賞することがある。

- 一 人物・学業ともに優れ、他の模範となる者
- 二 学園教育の遂行に関し、顕著な功績を上げた者

第35条 学生が本学則に背き、学生としての本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て学長が懲戒することがある。

2 懲戒は訓告、停学、退学とする。

第36条 前条第2項の退学処分は、次の各号の一に該当した者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱した者

## 第九章 入学検定料、入学金、授業料等

第37条 入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金の額は、別表2のとおりとする。

第28条 授業料及びその他の納付金は、年額の二分の一ずつを2期に分けて、所定の期日までに納入しなければならない。

第39条 第37条及び第38条の規定にかかわらず、第13条の5第1項に規定する修士課程の昼夜開講制の入学検定料及び授業料の額は、別表3のとおりとする。

2 前項に定める授業料は、修得1単位当たりの額を40,000円とし、当該学期において履修する授業科目の単位数を乗じた額を各学期ごとに納入しなければならない。ただし、修士論文指導料は、入学手続き時に一括納入するものとする。

第39条の2 第37条及び第38条の規定にかかわらず、博士（後期）課程の社会人の授業料の額は、別表4のとおりとする。

2 前項に定める授業料は、修得1単位当たりの額を50,000円とし、当該学期において履修する授業科目の単位数を乗じた額を各学期ごとに納入しなければならない。ただし、博士論文指導料は、入学手続き時及び2年次以降は授業料納入時又は本学の指定した期日までに納入するものとする。

3 社会人に関する入試については、別に定める。

第40条 休学期間中の授業料及びその他の納付金は徴収しない。

第41条 既に納めた入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金は、事情のいかんにかかわらず返戻しない。

第42条 在学中において授業料及びその他の納付金の額が改訂されたときは、新たに定められた額を納入しなければならない。

第43条 正当な事由なくして授業料及びその他の納付金を滞納し、督促してもなお納入する意思がないと認められた場合は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

## 第十章 教職員組織

第44条 本学大学院には、教育研究上必要な教員を置く。

2 前条の教員は、本大学の教授、准教授及び講師の中から充てることができる。

3 研究科における研究指導を担当する教員は、大学院設置基準第9条各号に掲げられた資格を有する者が行うものとする。

4 本学大学院の事務は、本大学の事務職員が兼ねるものとする。

## 第十一章 研究科委員会

第45条 本学大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、学長、学長代理、副学長、専任の教授をもって組織する。ただし、特に必要と認めたときは専任の准教授又は専任の講師を参加させることができる。

第46条 研究科委員会において審議する事項は、次のとおりとする。

- 一 教育課程に関する事項
- 二 教員の昇任に関する事項
- 三 学則及び諸規定に関する事項
- 四 学位論文の審査及び最終試験に関する事項
- 五 課程修了の認定及び学位の授与に関する事項
- 六 学生の入学、休学、復学、留学、退学、留籍、除籍及び賞罰に関する事項
- 七 その他学長の諮問する事項又は教授上重要な事項

第47条 削除

## 第十二章 科目等履修生、委託生、外国人留学生及び研究生

第48条 本学大学院の開設する授業科目のうち、一部の授業科目の履修を希望する者があるときは、授業及び研究に支障のない限り、科目等履修生として学長が履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第49条 公共機関から、その所属する職員の研修について本学大学院に委託願い出があるときは、授業及び研究に支障のない限り、研究委員会の議を経て、委託生として学長が入学を許可することがある。

2 委託生に関する規程は、別に定める。

第50条 外国人で、本学大学院に入学を志願する者については、研究科委員会の議を経て、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第51条 本学大学院において、人間生活学に関連する特定の課題について研究しようとする者があるときは、研究科委員会の議を経て、研究生として学長が入学を許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

### 第十三章 特待生制度

第52条 本学への入学が経済的事由により困難と認められる者で、学業成績、人物、健康ともに優れているときは、本学建学の趣旨により、これを特待生として入学金及び授業料の全額又は一部を免除する制度を置く。

2 特待生に関する規程は別に定める。

### 第十四章 雑 則

第53条 図書館、公開講座及び家庭寮に関しては、本大学学則第43条、第52条及び第54条を準用する。

第54条 本学則の規程によりがたい事態が発生した場合、学長は本学則の運用を変更することができる。

附 則

一 本学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定にかかわらず、平成4年度の収容定員は10人とする。

附 則

一 本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

一 本学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第九条の規定にかかわらず、平成8年度の博士（後期）課程の収容定員は3人とする。

附 則

一 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

一 本学則は、平成14年4月1日から施行する。

二 本学則は、平成14年度入学生から適用するものとし、平成13年度以前に入学した者については、なお従前の規定を適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 二 第44条第2項、第45条第2項は平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 一 本学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 二 本学則は、平成25年度入学生から適用するものとし、平成24年度以前に入学した者については、なお従前の規定を適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 二 本学則は、平成29年度入学生から適用するものとし、平成28年度以前に入学した者については、従前の規定を適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 二 本学則は、平成31年度入学生から適用するものとし、平成30年度以前に入学した者については、従前の規定を適用する。



別表1 (第13条関係)

研究科及び 専攻の名称	学 科 目	授 業 科 目 名	単位数		備 考
			必修	選択	
人間生活学研究科 人間生活学専攻 (修士課程)	人間学系Ⅰ	哲学の人間学特論Ⅰ	2		
		教育学の人間学特論		2	
	人間学系Ⅱ	健康生活特論Ⅰ		2	
		人間生体特論Ⅰ		2	
	生活学系	家政学原論Ⅰ	2		
		生活学原論	2		
		生活経済学特論		2	
		生活文化史特論Ⅰ		2	
		生活文化史特論Ⅱ		2	
		教育政策科学特論		2	
		社会福祉学特論		2	
		社会福祉方法論 (ソーシャルワーク方法論)		2	
		地域福祉特論		2	
		高齢者福祉特論		2	
		児童福祉特論		2	
		障害者福祉特論		2	
		介護福祉特論		2	
	介護方法論		2		
	生活科学系	科学的衣生活特論	2		
		科学的衣生活演習		2	
科学的衣生活実験			1		
科学的食生活特論		2			
科学的食生活演習			2		

	科学的食生活実験		1	
	食品衛生学特論		2	
	調理科学特論		2	
	臨床栄養学特論		2	
	公衆栄養学特論		2	
	栄養教育特論		2	
	生活統計学演習		1	
	食物栄養学特別講義Ⅰ		1	
	食物栄養学特別講義Ⅱ		1	
	科学的住生活特論	2		
	科学的住生活演習		2	
	科学的住生活実験		1	
	生活環境特論		2	
	生活環境実験		1	
	建築設計演習Ⅰ		4	
	建築設計演習Ⅱ		4	
	建築設計特論		2	
	建築計画特論		2	
	建築生産計画特論		2	
	建築構造計画特論		2	
	建築材料特論		2	
	実務実習Ⅰ(インターンシップ)		6	
	実務実習Ⅱ(インターンシップ)		6	
	計	12	85	

研究科及び 専攻の名称	学 科 目	授 業 科 目 名	単位数		備 考
			必修	選択	
人間生活学研究科 人間生活学専攻 博士（後期）課程	人間学系Ⅰ	哲学の人間学特論Ⅱ		2	
		人間生体特論Ⅱ		2	
	人間学系Ⅱ	健康生活特別研究		4	
		健康生活特論Ⅱ		2	
	生活学系	家政学原論特別研究		4	
		家政学原論特論	2		
		社会福祉学特別研究		4	
		社会福祉学特論		2	
		家族関係学特論		2	
		生活経営学特論		2	
		生活行為特論	2		
		生活技術特論	2		
		生活情報特論		2	
		高齢社会特論		2	
	生活科学系	食物栄養学特別研究		4	
		食物栄養学特論		2	
		空間環境計画学特別研究		4	
空間環境計画学特論			2		
		計	6	40	

別表2(第37条関係)

種	別	金 額	備 考
入 学 検 定 料		30,000 円	入学願書に添えて納入する。
入 学 金		200,000 円	入学手続き時に納入する。(本学の卒業生・修了者は100,000円)
授 業 料		725,000 円 (年額)	毎年2期に分けて納入する。
教 育 充 実 費		200,000 円 (年額)	毎年2期に分けて納入する。
施 設 充 実 費		100,000 円 (年額)	毎年2期に分けて納入する。

別表3(第39条関係)

種	別	金 額	備 考
入 学 検 定 料		30,000 円	入学願書に添えて納入する。
授 業 料		1,200,000 円 (30単位分)	1単位額は40,000円であり、当該課程を修了するには30単位が必要。 この場合の納入方法は、各学期ごとに履修する単位数に応じた額を納入する。
		修士論文指導料 200,000 円	入学手続き時に納入する。

別表4(第39条の2関係)

種	別	金 額	備 考
授 業 料		600,000 円 (12単位分)	1単位額は50,000円であり、当該課程を修了するには12単位が必要。 この場合の納入方法は、各学期ごとに履修する単位数に応じた額を納入する。
		博士論文指導料 600,000 円	年額200,000円を3年間納入。 入学時に200,000円を納入し、2年次以降は200,000円を授業料納入時又は本学の指定した期日までに納入する。